

1 県のエネルギー政策について

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電に対する信頼が揺らぎ、「脱原発」や「再生可能エネルギーへの転換」を求める声が強まっています。私も、中長期的な方向性として異論はなく、県として、再生可能エネルギーの普及促進政策を積極的に進めるべきと考えています。

ただ、再生可能エネルギーは、現時点では、発電コストや供給面での安定性などの点でまだまだ課題が多く、大容量の電力を安定的に供給できる原子力に、今すぐ取って代われる状況にはないと考えます。

近畿には「脱原発」「卒原発」を唱えている知事もおられますが、井戸知事には、県におけるエネルギー政策の決定に当たっては、失礼ではありますが、情緒的な議論ではなく、安全性は勿論ですが、環境、産業や県民生活に対する影響、再生可能エネルギーの能力や効率、技術革新の状況等を中長期的な観点から冷静に見極めて判断してほしいと考えています。

また、東日本大震災は、大規模な発電施設を集中的に立地させる事が、コスト面では優れていても、大規模災害時には、一転してリスクとなる恐れを浮き彫りにしました。危機管理の観点からも、今後は、電力会社だけでなく、企業や住民の力も活用し、多様な主体が、様々な方法により発電を行う分散型エネルギーシステムの導入を推進するなど、災害に強いエネルギー供給体制の構築を進めることを検討することの大切さも痛感したところであります。

以上のような認識のもと、以下、県のエネルギー政策に関連して、2点ご質問致します。

(1) 小水力発電の導入促進について

先にのべたとおり、私は、再生可能エネルギーの普及促進政策を進めるべきであると考えていますが、県では、再生可能エネルギーとして、太陽光発電の導入促進に特に力を入れておられます。

しかし、太陽光発電は、エネルギーの変換効率が10～20%程度と低く、

夜間には発電できない上に、発電量も日々の天候や季節に左右されるなどお天気任せで安定性に欠けます。また、メガソーラー発電のように発電量を増やそうとすれば広大な土地を必要とするなど課題も多く、狭い国土を大規模に占有利用する方法は我が国には適当ではありません。

この点、最近、注目を集めているのが小水力発電であります。

小水力発電は、大規模なダムを造る必要はなく、小さな河川や農業用水路など、一定の水の流量や落差がある場所なら設置できるため、降水量の多い我が国では適地も多く、施設の設置規模も小さくて済みます。また、エネルギー変換効率は80%に達し、昼夜・季節を問わず発電できるなど安定性の面でも優れており、設備の原理に高度な技術を必要としないので機器の信頼性も高いなど利点が多いです。さらに、小水力発電の適地には、過疎化が進む山間地が多いと思われませんが、小水力発電の導入がこれらの土地をエネルギー生産拠点に変える可能性もあります。

小水力発電の推進については、6月定例会で民主党の黒田議員も質問され、当局からも導入促進に向け「研究」を進めたいとの答弁があり、今回の補正予算でも、小水力を含めた再生可能エネルギーの導入可能候補地の調査を行う「地域エネルギー活用モデル調査事業」が計上されております。

ただ、小水力発電は、まだまだ社会の認知度が低く、普及も進んでいないため施設の設置コストの面で課題があり、また、水の利用に当たっては、水利権の問題や、河川法などの法的手続きが複雑であるなどの課題もあります。小水力発電の導入を推進するためには、これらの障害を減らす取り組みも進めなければ、現状のみを前提に適地の調査を続けていても、結局、導入可能性が低いという結論になってしまうのではないかと危惧する所です。

また、小水力発電は、河川や農業用水だけでなく、ダムの放流水や上水道、下水道、工業用水などを利用して導入している例もあり、県の施設の中にも活用可能なものがあるのではないのでしょうか。県が率先して導入を図れば、小水力発電に対する一般の認知度も向上し、普及の後押しになると思います。導入に当たっては課題もあるでしょうが、それを言い訳にするのではなく、どうすれば導入できるか、県民の利益になるかという観点

から知恵を絞ってほしいと切に願います。

そこで、再生可能エネルギー導入推進の一環として、先に述べた観点も踏まえながら、小水力発電の普及を進めるための施策を強化すべきと考えますが、今後どのように取り組もうとされているのか、お伺い致します。

(2) 特定規模電気事業者からの電力購入について

平成12年から始まった電力小売事業の自由化により、現在、50kW以上の需要があれば、特定規模電気事業者、いわゆるPPSから電気を購入できるようになっています。

今では、民間企業はもとより、近畿の自治体においても、大阪府や奈良県のほか、神戸市を含む4政令市などが、本庁舎等の電気を、関西電力ではなくPPSから調達しているとのことであります。また、地方自治体のみならず、中央省庁の状況を見ても、節電の旗振り役の環境省や、電力行政を所管する経済産業省も、東京電力ではなくPPSから電気を購入していると伺います。

電気の調達先について、PPSを含めた入札を行えば、競争により従前より電気料金が下がる場合もあります。例えば、東京の立川市では、昨年度、市が運営する立川競輪場の電力の購入先をPPSに切り替えた結果、電気料金が3割減少したとのことで、今年度からは、市立の小中学校や図書館など50箇所を超える公共施設でPPSから電気を調達することになったそうであります。

また、原子力発電所の運転休止の長期化により、電力需給が逼迫する中電気の調達先の多様化が広く進めば、電力会社の負担も緩和されるなど、危機管理の面から見ても利点があると思ひます。

本県でも、本庁舎において、平成14、15、18、19年度にPPSから電気を調達した実績があるとのことですが、現在は、入札の結果、関西電力から購入していると聞いております。県全体で見れば、本庁舎以外にも、総合庁舎や公の施設、病院、学校、警察署など導入可能な施設は多くあると思ひます。

そこで、県として行革や危機管理対策に力を入れている中、PPSからの電力の調達が可能なる庁舎や施設については、PPSも含めた入札を積極的に実施するべきと考えますが、県全体の電力調達の入札の実施状況はどうなっているのか、また今後どのように取り組もうとされているのか、お伺い致します。

2 都市型水害対策について

東日本大震災の発生により、現在、防災対策としては、地震津波対策や原子力災害対策に注目が集まっています。社会の関心が高まり、対策の実施に理解が得られやすい間に、精力的に事業を進めることは正しいと思います。

しかし、地球温暖化が進む中、台風や集中豪雨の発生による大きな水害が毎年のように発生しており、緊急度や危険度では、風水害対策の方が上回っていることを忘れてはいけません。実際、本年もすでに7月の新潟・福島水害や、このたびの台風12号や15号などによる大きな水害が発生し、本県も含め全国で多くの被害が出ているところであります。

この点、本県では、近年の台風等による大雨や集中豪雨、局地的大雨の増加を踏まえ、従来の河川や下水道整備対策に加え、雨水をためて被害を減らす「流域対策」、洪水時の被害を減らす「減災対策」を組み合わせた「総合治水」を推進するとして、このたび「総合治水条例」の案を示されました。

私は、巨大な堤防やダムなどを整備することで自然災害を人間の力で押さえ込もうとするのは、自然への畏敬の念を忘れた行為ではないかと思っています。また、災害対策は県の力だけでできるものではなく、開発業者に調整池の設置を求めたり、地域の皆さんに雨水貯留への協力を要請するなど、県民の力も借りながら施設整備だけに頼らない対策を進めようとする、総合治水の考え方には大いに共感するところであり、是非とも推進していただきたいと考えております。

さて、水害対策というと、まず頭に浮かぶのは、河川の改修や治水ダムの整備などの河川の氾濫に備えた対策であります。これらの対策が重要であることは間違いありません。

しかし、都市部においては、河川の氾濫や堤防の決壊が無くても、また、そもそも近隣に河川がなくても水害が発生することがあります。いわゆる内水氾濫現象による水害であり、都市部では、アスファルトやコンクリートで舗装されている土地が多いため、雨水が地面にしみ込まず下水を通して水を流していることから、近年、頻発している集中豪雨やゲリラ豪雨のように、下水の排水能力を超える雨が一時に降れば、行き場を無くした水が溢れ出し、浸水被害を引き起こすのであります。

また、都市部では、地上だけでなく地下空間も高度に利用されているため、溢れた水が地下に流れ込めば甚大な被害を引き起こす可能性があり、地下街や地下鉄の水没、電気系統の故障などが発生すれば社会経済活動にも重大な影響を及ぼします。実際に、平成11年には博多駅周辺で地下街が水没したり、平成12年の東海豪雨では名古屋市内で地下鉄が浸水するなどして、都市機能をマヒさせました。都市部では、このほかにも、浸水により、立体交差で掘り下げた道路が冠水して自動車が水没したり、ふたが外れたマンホールや排水路に人が転落するなどの被害も発生しています。

私は、水害対策において、このような都市型水害に対する対策が置き去りになっていないかと危惧しているところです。

そこで、地下空間の水没対策など都市型水害への対策について、現状はどうなっており、今後どのように取り組もうとされているのかお伺い致します。

3 外国資本による水源地域の買収対策について

国の調査によれば、近年、北海道を中心に外国資本による森林の買収が進んでおり、その数は、平成18年から22年までの5年間で40件、面積にして620ヘクタールに及ぶといたします。

外国資本による森林の買収は、豊かな森林を有する本県にとっても他人事ではなく、実際、国の調査でも、神戸市内において平成19年に1件約2haの森林取得の事例があったことが報告されています。

外国資本の土地取得の意図は必ずしも明らかではありませんが、世界的な水需要の増加を背景にした水資源の確保が目的とも言われており、

私自身も、知人から「香港の業者から日本で水を採取して販売したいという相談を受けたが断った」という話を、実際に耳にしたことがあります。

現在、我が国では、外国人の土地取得に関し、1925年に制定された外国人土地法があり、一定の場合は土地の取得を制限できます。しかし、この法律は国防上の観点から規制を行うもので、しかも、法律を具体化する政令も定められていないため、外国人の土地取得はフリーパスの状態となっています。ただ、土地の取得の規制自体は財産権に関わる問題で、自治体レベルでは対応は難しく、国レベルでの検討・対応を待たないといけません。

しかし、自治体としても事態を傍観するのではなく、できることから取り組みを進めるべきです。実際、全国の自治体の中には対策を検討する動きも出ており、北海道のニセコ町では、本年5月に、地下水を保全し、水源を保護するための条例を制定したところであります。この条例では、地下水の多量採取や水源地周辺の開発を規制することにより、町内の水資源を守ろうとしています。

他国とは国境を接しない島国で、水の豊かな日本で生活していると分かりませんが、今、世界では、熾烈な水の争奪戦が繰り広げられている現状があります。外国資本による森林の取得については、本県においても危機感を持って対応すべきです。皆さんは考えすぎだと思われるかもしれませんが、危機が目に見えるようになってから対応したのでは手遅れになると私は心配しています。

そこで、本県においても、森林取得の実態把握に努めるとともに、県民の命の源である水資源を守る観点から条例による規制も含め対策の検討を進める必要があると思いますが、当局の所見をお伺い致します。

4 地方公社、公営企業のあり方の抜本的な検討について

我が国では、高度経済成長期において、経済が急成長し、人口も急増する中、産業用地や良質な住宅の不足に見舞われました。また、右肩上がりが高騰する地価は、公共事業用地の取得を著しく困難にしました。このような時代背景を受け、全国の自治体において、土地開発公社、住宅供給公社が設立され、公営企業による土地造成事業が行われてきました。

本県においても、昭和35年に兵庫県土地開発公社の前身の兵庫県開発公社が、昭和40年に兵庫県住宅供給公社が設立され、昭和44年には企業庁が現在の地域整備事業につながる臨海土地造成事業を開始されました。そして、それぞれの事業は、県民への良質な住宅の供給や企業への産業用地の提供、公共事業を円滑に進めるための用地取得等において大きな役割を果たしてこられました。

しかし、時代は大きく変わり、今や、我が国は、低成長の時代に入るとともに、少子高齢化が進み人口減少社会を迎えています。土地や住宅の需要は大きく低下するとともに、今ではこれらの分野に関わる民間企業も大きな力をつけてきました。また、バブル崩壊以降、地価は右肩下がりの状況にあり、公共事業のために土地を先行取得する必要性も著しく低下しております。

このような状況に鑑みれば、公的部門が引き続き土地の造成や住宅の供給を行う必要性や、自治体に成り代わって公共事業用地を先行取得するための組織を維持していく必要性は、大きく低下していると思われれます。

しかも、これらの組織では、多くの未処分地や多額の有利子負債を抱えるとともに、地価の低下で含み損が発生するなど経営難に喘いでおり、自治体の財政上も大きな懸念材料となっています。

このような状況を踏まえ、総務省は、平成21年度の財政健全化法の施行に合わせて、第三セクター、地方公社、公営企業の抜本改革を促すため、平成25年度までの5年間の期間限定で、第三セクター等改革推進債を創設されております。現在、全国の自治体で、これを活用して土地開発公社、住宅供給公社、公営企業の土地造成事業の整理を行おうとする動きが出てきており、県内の市町でも、最近、神戸市の住宅供給公社や、明石市の土地開発公社について、この三セク債を活用して事業を清算する方針が打ち出されたと

ころであります。

本県の土地開発公社、住宅供給公社及び地域整備事業の状況を見ても、全国的な状況と同様に経営状態は順調とは言い難く、行革プランにおいても、新規の住宅供給や土地造成の凍結、既存ストックの処分や有効活用、運営体制の見直し等の経営改善策が打ち出され、取り組みが進められているところではありますが、組織のあり方自体の検討については中長期的課題とされています。

しかし、バランスシート上は負債に見合う資産があるとしても、公社や企業庁が保有する資産には現金化が難しかったり、帳簿上の価値を下回っている資産も多く、万が一、資金ショートを起こせば、とたんに事業が行き詰る恐れがあります。また、事業を継続すれば、人件費等の管理経費、借入金の利息等の費用負担も日々発生し続けるのであります。

これらの事業が、すでに歴史的役割を果たし終えたことは衆目が一致するところでありましょうし、事業を継続することで事態の改善が見込まれ県民の利益になるのであれば良いですが、そうでないなら問題を先送りすることなく、組織のあり方自体に踏み込んだ検討を早期に始めるべきではないでしょうか。先ほどの三セク債の活用期限も平成25年度までとされています。

今回はこれら3つの団体を例に問題を提起させていただきましたが、県の公社、公営企業の中には、他にもすでにその役割を終え、抜本的な見直しが必要な団体があると思います。

そこで、県土地開発公社、住宅供給公社、企業庁の地域整備事業を初めとする必要性が低下した県の公社、公営企業については、行革プランの方針にとらわれず、何が一番県民の利益になるかという観点から、事業を継続することによるマイナス面も十分見極め、廃止も含めた組織のあり方の抜本的な検討を早急に開始すべきと考えますが、当局の所見をお伺い致します。

5 生活保護受給者の就業支援について

今、我が国では、長引く不況の中、生活保護受給者数の増加が止まらない状況にあります。被保護世帯数は150万世帯に迫り、受給者数も200万人を超えるなど、戦後の混乱期に匹敵する、まさに非常事態となっています。特に、リーマンショック後の不況による失業の増加により、働くことが可能な現役世代の受給者が急増しており、今や支給額は3兆円を超える衝撃的な額となっています。生活保護行政は国からの法定受託事務ですが、その費用の4分の1は自治体の負担となるため、都市部の自治体を中心に財政を圧迫し、深刻な問題となっています。

生活保護制度は、様々な問題を抱えています。その一つとして、いったん生活保護を受け始めると抜け出すことが難しい実態があります。本年7月に、厚生労働省は、最低賃金で働いた場合の収入よりも、生活保護の給付額の方が上回る都道府県が、本県を含め9団体あるとの発表を行いました。今年度の最低賃金改定で兵庫県における逆転現象は解消されるようですが、同水準であることは変わりません。これでは仕事を探すインセンティブがそもそも働かないのではないかと思います。

ただ、生活保護水準の問題は制度的な課題であり、国の対応を待たないといけません。生活保護受給者の就労を支援し、生活を立て直し、生活保護から脱却してもらうための取り組みは県でも可能であります。生活保護制度は、「生活の保障」だけでなく「自立の助長」をその目的にしており、高齢、病気等により働くことができない受給者は別にして、就労を阻害する要因がない受給者については、就労の支援に力を入れて保護廃止へとつなげていくことが大事であると思います。

この点については、県でも問題意識を有しておられ、現在、様々な就労支援プログラムが実施されているところであり、今回の補正予算でも、生活保護受給者の資格取得支援を行う事業が打ち出されております。

しかし、昨今の就職難で生活保護の受給が長期化し、社会との関わりが薄れる中、受給者の中には仕事に就こうという意欲自体が低下している例も少なからず見られるといえます。

このような場合は、就職活動や資格取得等の就労訓練以前に、社会に参加する意欲や生きる意欲自体をまずとりもどしてもらうことが必要な例も多いのではないかと思います。

また、生活保護受給世帯における貧困の連鎖も大きな問題であり、これを食い止めるためには、受給者のみならず、生活保護受給世帯の子どもへの支援という視点も重要ではないでしょうか。

この点、北海道の釧路市においては、就労意欲を失っている受給者に対しては、一般的な就労支援策のほかに、事業者やNPOの協力を得て、公園の管理、介護ヘルパーの補助、動物園での飼育作業や農園での作業などのボランティア活動を「中間的就労」の場として提供する取り組みをすすめておられます。この取り組みは、受給者が、ボランティア活動に参加する事により、まず、社会との繋がりや絆を復活させ、生きる力を取り戻してもらうことを目的としており、実際に、活動への参加で受給者が就労意欲を取り戻し、就職、そして保護廃止につながる効果を発揮していると伺います。

また、貧困の連鎖を断ち切る観点からは、生活保護を受給している母子世帯の子どもを主な対象として、高校進学を目指した学習会も行われています。しかも、この学習会には、NPOスタッフや福祉事務所職員に加え、自分自身が生活保護を受給されている人も、先ほど述べた「中間的就労」の一環として事業に参加し、子供たちに勉強を教えるなどの活動をされていると伺います。

このように、一足飛びに就労につなげようとするのではなく、受給者の実態に合わせたきめ細かい対応、精神的支援により就労につなげようとする釧路市の考え方は、本県における就労支援の取り組みにおいても参考になるのではないのでしょうか。

しかし、生活保護受給者が激増し、職員のマンパワーも限られる中、福祉事務所だけにこのような取り組みを求めても対応は困難であり、事業者やNPOなど県民の力も借りながら進めるべきだと思います。また、生活保護受給者の就労支援は、共に生活保護行政を担う市にとっても共通する課題であり、市の取り組みを支援する観点からも連携して進めていってほしいと切に願います。

そこで、生活保護受給者への就労支援、とりわけ仕事に就こうという意欲の低い生活保護受給者への就労支援について、県の取り組みの現状と今後の対策について、お伺い致します。